

# 住所不定者等に対する結核対策推進事業

## 都道府県・政令市・特別区

住所不定者、離職者、雇止めされた労働者等を雇い上げ、保健師等による研修を実施。

### <研修内容>

- ・結核の基礎知識
- ・服薬確認の方法
- ・感染予防 等

### <研修期間>

- ・2～3日程度

研修修了者を配置

※ 結核罹患状況等を勘案して配置

## 保健所

保健師等の指示に基づき、研修修了者は、結核ハイリスク層が多い地域において以下の業務を実施。

### <業務内容>

- ・退院後の地域における服薬支援（DOTS）
- ・健診車による結核健診等の受診勧奨
- ・普及啓発（パンフレット等の配布） 等

結核ハイリスク層が多い地域等から雇用

※ 結核罹患状況等を勘案し1自治体につき3～10人程度

研修修了者を派遣

※ 服薬支援、健診の受診勧奨、普及啓発等を実施

## 結核ハイリスク層が多い地域

公園

簡易宿泊施設

建設現場

ネットカフェ等

期待される効果

## 結核対策上特に問題となっている地域における結核対策の向上等

結核患者の早期発見、治療の完遂、多剤耐性結核菌の発生予防及びまん延防止、結核に関する正しい知識の普及等が図られ、結核患者の減少につながり、また、雇用された者の健康増進にも寄与することが期待される。